

半田市消費生活相談室 改め 知多半田消費生活センターを 開設します

4月から、半田市消費生活相談室の名称や開所日を変更し、相談体制を拡充します。

悪徳商法やクーリングオフなど、消費生活全般に関する相談を受け付けます。不安なことや困ったことがあるときは、お早めにご相談ください。

■名 称 知多半田消費生活センター
■相談日時 月～金曜日（祝日除く） 9時30分～16時30分
■相談場所 市民交流センター内 相談室
（クラシティ半田3階） ☎32-2444

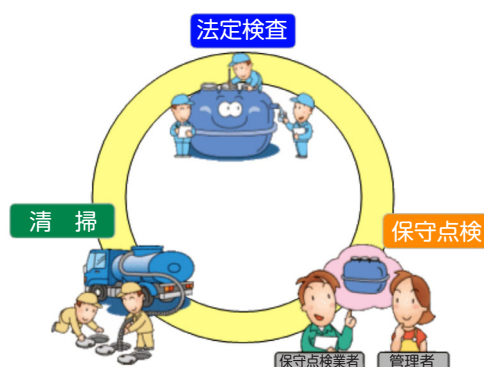


維持管理の回数

維持管理の種類	実施回数	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
法定検査	7条検査	設置後4～8か月の間に1回 （平成13年から新設禁止）
	11条検査	1年に1回
保守点検	概ね4か月に1回以上 （維持管理要領書でご確認ください）	4か月に1回以上 （全ばっ気方式は3か月に1回以上）
清掃	1年に1回以上	1年に1回以上 （全ばっ気方式は3か月に1回以上）

浄化槽の機能を適正に維持するためには、浄化槽法で定められている法定検査、保守点検、清掃の3つを行わなければなりません。

浄化槽をご使用の方々へ「法定検査」「保守点検」「清掃」で適正な維持管理を！



① 法定検査

浄化槽の水質に関する検査を、年1回受けなければなりません。

法定検査は、愛知県知事が指定した検査機関が行いますので、次の指定検査機関へお申し込みください。

■ 指定検査機関

（一社）愛知県薬剤師会
☎052-683-1131

② 保守点検

浄化槽の正常な機能を維持するために、機器の点検・調整・修理・汚泥の状況を確認し、消毒薬の補充、清掃の時期の判断などを行います。保守点検は、愛知県知事の登録を受けた事業者へお申し込みください。

■ 問い合わせ（登録業者・届出など全般）

愛知県知多県民センター
環境保全課 ☎218-1111

③ 清掃

浄化槽内で発生した汚泥などの引き抜きや洗浄を、年1回以上行わなければなりません。

清掃は、市の許可を受けた右下表の事業者へお申し込みください。

■ 問い合わせ

クリーンセンター ☎233567

※下水道が使える区域にお住まいの方は、下水道（2～3ページ参照）をご使用ください。

浄化槽清掃業者

業 者 名	電話番号
東海衛生(有) （半田市）	21-3591
オオブユニティ(株) （大府市）	(0562) 47-0535
大昭工業(株) （名古屋市）	(052) 503-5311
中衛工業(株) （名古屋市）	(052) 811-8111

**カラスの巣作りによる
停電防止にご協力を**

例年、2月中旬～6月上旬の間、カラスの巣作りが活発になります。電柱や鉄塔にカラスの巣を発見した場合は、中部電力へご連絡ください。

カラスの巣は金属製ハンガーや針金などの電気を通す材料が使われています。これらが電線に接触することで停電が発生することがありますので、ハンガーなどを屋外に放置しないようにご協力をお願いします。

また、電線に停留している鳥からの糞害などでお困りの方もご連絡ください。

■ 問い合わせ

中部電力(株)半田営業所
☎0120-9851740